

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	21	国民健康保険事業の取扱いに関すること			関係項目	国民健康保険税		
調整方針	1 国民健康保険税の税率については、不均一課税とし、3年以内に統一する。 2 課税限度額、賦課期日、算定基礎、軽減基準額については、6市町村に相違がないため、現行のとおりとする。 3 納期については、合併時に統一する。							
現				況			調整理由・課題	
1 国民健康保険の概要								
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(1)被保険者等	被保険者数等(H14平均) ・一般 11,121人(58.8%) ・退職 2,415人(12.8%) ・老人 5,366人(28.4%) ・合計 18,902人 加入割合等 ・世帯(H14末) 55.4% ・被保険者(H14末) 40.1% ・一世帯当たり平均被保険者数(H14平均) 2.04人	被保険者数等(H14平均) ・一般 1,174人(64.5%) ・退職 185人(10.2%) ・老人 460人(25.3%) ・合計 1,819人 加入割合等 ・世帯(H14末) 62.5% ・被保険者(H14末) 49.1% ・一世帯当たり平均被保険者数(H14平均) 1.82人	被保険者数等(H14平均) ・一般 503人(55.5%) ・退職 80人(8.8%) ・老人 323人(35.7%) ・合計 906人 加入割合等 ・世帯(H14末) 64.24% ・被保険者(H14末) 42.5% ・一世帯当たり平均被保険者数(H14平均) 2.42人	被保険者数等(H14平均) ・一般 3,370人(64.2%) ・退職 499人(9.5%) ・老人 1,382人(26.3%) ・合計 5,251人 加入割合等 ・世帯(H14末) 61.32% ・被保険者(H14末) 43.3% ・一世帯当たり平均被保険者数(H14平均) 2.33人	被保険者数等(H14平均) ・一般 3,864人(65.3%) ・退職 433人(7.3%) ・老人 1,623人(27.4%) ・合計 5,920人 加入割合等 ・世帯(H14末) 65.6% ・被保険者(H14末) 47.8% ・一世帯当たり平均被保険者数(H14平均) 2.59人	被保険者数等(H14平均) ・一般 2,709人(65.4%) ・退職 351人(8.5%) ・老人 1,082人(26.1%) ・合計 4,142人 加入割合等 ・世帯(H14末) 57.43% ・被保険者(H14末) 41.1% ・一世帯当たり平均被保険者数(H14平均) 2.51人	1【調整理由】 ・6市町村の現行税率に大きな格差があるため、合併時に統一化を図ることによって、被保険者に著しい混乱を生じることが懸念されるため。 ・不均一課税の期間内に財源不足を生じた場合は、県が設置する国保広域化等支援基金の活用を図ることとする。 2【調整理由】 ・課税限度額等については、各市町村間に相違がないことから現行どおりとする。 3【調整理由】 ・6市町村の納期に相違があるため、合併時までに調整するもの。 【課題】 ・納期の調整にあたっては、収納率に対する影響への配慮や住民に対する周知が必要となる。また、一般税の納期との調整も必要となる。	
2 国民健康保険税								
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(1)税率	・医療費分 所得割 8.4% 資産割 27.0% 均等割 22,000円 平等割 21,500円 ・介護分 所得割 1.7% 資産割 6.1% 均等割 6,000円 平等割 4,000円	・医療費分 所得割 7.6% 資産割 36.0% 均等割 16,800円 平等割 22,800円 ・介護分 所得割 0.8% 資産割 3.0% 均等割 6,000円 平等割 3,600円	・医療費分 所得割 5.5% 資産割 55.0% 均等割 15,000円 平等割 18,000円 ・介護分 所得割 0.4% 資産割 4.0% 均等割 6,000円 平等割 4,000円	・医療費分 所得割 6.2% 資産割 55.0% 均等割 15,400円 平等割 23,400円 ・介護分 所得割 0.6% 資産割 4.0% 均等割 8,000円 平等割 3,500円	・医療費分 所得割 6.8% 資産割 51.0% 均等割 18,000円 平等割 23,000円 ・介護分 所得割 0.7% 資産割 5.0% 均等割 5,000円 平等割 5,000円	・医療費分 所得割 5.7% 資産割 49.0% 均等割 17,000円 平等割 21,800円 ・介護分 所得割 0.5% 資産割 3.0% 均等割 5,700円 平等割 3,800円		
(2)課税限度額【15年度】	・医療分 53万円 ・介護分 8万円	・医療分 53万円 ・介護分 8万円	・医療分 53万円 ・介護分 8万円	・医療分 53万円 ・介護分 8万円	・医療分 53万円 ・介護分 8万円	・医療分 53万円 ・介護分 8万円		
(3)賦課期日	・4月1日	・4月1日	・4月1日	・4月1日	・4月1日	・4月1日		
(4)納期	・年8回(7・8・9・10・11・12・1・2月)	・年10回(4・5・6・7・8・9・10・11・12・1月)	・年10回(6・7・8・9・10・11・12・1・2・3月)	・年8回(7・8・9・10・11・12・1・2月)	・年7回(7・8・9・10・11・12・1月)	・年8回(4・6・7・8・9・10・11・12月)		
(5)算定基礎	・所得割 旧ただし書方式 ・資産割 固定資産税のうち土地家屋分。共有資産についても賦課	・所得割 旧ただし書方式 ・資産割 ・固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額	・所得割 旧ただし書方式 ・資産割 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額	・所得割 旧ただし書方式 ・資産割 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額	・所得割 旧ただし書方式 ・資産割 固定資産税のうち土地家屋分。共有資産についても賦課	・所得割 旧ただし書方式 ・資産割 固定資産税のうち土地家屋分。共有資産についても賦課		
(6)応能・応益割	・医療費分 応能割 60.8% 応益割 39.2% ・介護分 応能割 58.6% 応益割 41.4%	・医療費分 応能割 60.4% 応益割 39.6% ・介護分 応能割 42.4% 応益割 57.6%	・医療費分 応能割 60.6% 応益割 39.4% ・介護分 応能割 37.4% 応益割 62.6%	・医療費分 応能割 63.1% 応益割 36.9% ・介護分 応能割 39.1% 応益割 60.9%	・医療費分 応能割 65.0% 応益割 35.0% ・介護分 応能割 50.9% 応益割 49.1%	・医療費分 応能割 61.2% 応益割 38.8% ・介護分 応能割 52.3% 応益割 47.7%		

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		21 国民健康保険事業の取扱いに関すること		関係項目		国民健康保険税		調整理由・課題
現況								
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(7)賦課方法	医療分 ・4方式 ・14年度調定額 1人当たり 77,455円 世帯当たり 157,867円 介護分 ・4方式 ・14年度調定額 1人当たり 19,043円 *調定額は決算ベース *1人当たりは年間平均被 保険者数で計算	医療分 ・4方式 ・14年度調定額 1人当たり 74,865円 1世帯当たり137,867円 介護分 ・4方式 ・14年度調定額 1人当たり 15,145円	医療分 ・4方式 ・14年度調定額 1人当たり 58,615円 1世帯当たり 141,614円 介護分 ・4方式 ・14年度調定額 1人当たり 13,559円	医療分 ・4方式 ・14年度調定額 1人当たり 78,630円、 1世帯当たり 183,172円 介護分 ・4方式 ・14年度調定額 1人当たり 18,550円	医療分 ・4方式 ・14年度調定額 1人当たり 65,293円 世帯当たり 166,232円 介護分 ・4方式 ・14年度調定額 1人当たり 18,808円	医療分 ・4方式 ・14年度調定額 1人当たり 70,441円 世帯当たり 177,129円 介護分 ・4方式 ・14年度調定額 1人当たり 14,259円		
(8)軽減基準額 (応益割)	応益割の軽減基準額 ・6割軽減 330,000円 ・4割軽減 245,000円	応益割の軽減基準額 ・6割軽減 330,000円 ・4割軽減 245,000円	応益割の軽減基準額 ・6割軽減 330,000円 ・4割軽減 245,000円	応益割の軽減基準額 ・6割軽減 330,000円 ・4割軽減 245,000円	応益割の軽減基準額 ・6割軽減 330,000円 ・4割軽減 245,000円	応益割の軽減基準額 ・6割軽減 330,000円 ・4割軽減 245,000円		

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	21	国民健康保険事業の取扱いに関すること		関係項目	国民健康保険税						調整理由・課題			
現				況										
国民健康保険税のモデルケース別の各市町村現行税額(平成16年度予定)一覧表														
モデルケース名	区分1	区分2	渋川市		伊香保町		小野上村		子持村		赤城村		北橋村	
			税率(%)	税額(円)	税率(%)	税額(円)	税率(%)	税額(円)	税率(%)	税額(円)	税率(%)	税額(円)	税率(%)	税額(円)
ケース1 所得33万円以下 資産なし 単身世帯 介護2号該当 (6割軽減該当) 世帯構成比:28.5%	医療分	所得割	8.4	0	7.6	0	5.5	0	6.2	0	6.8	0	5.7	0
		資産割	27.0	0	36.0	0	55.0	0	55.0	0	51.0	0	49.0	0
		均等割	22,000	8,800	16,800	6,720	15,000	6,000	15,400	6,160	18,000	7,200	17,000	6,800
		平等割	21,500	8,600	22,800	9,120	18,000	7,200	23,400	9,360	23,000	9,200	21,800	8,720
		計		17,400		15,800		13,200		15,500		16,400		15,500
	介護分	所得割	1.7	0	0.8	0	0.4	0	0.6	0	0.7	0	0.5	0
		資産割	6.1	0	3.0	0	4.0	0	4.0	0	5.0	0	3.0	0
		均等割	6,000	2,400	6,000	2,400	6,000	2,400	8,000	3,200	5,000	2,000	5,700	2,280
		平等割	4,000	1,600	3,600	1,440	4,000	1,600	3,500	1,400	5,000	2,000	3,800	1,520
		計		4,000		3,800		4,000		4,600		4,000		3,800
ケース2 夫婦子供2人 給与所得136万円 資産なし 介護2号該当1人 世帯構成比:8.1%	医療分	所得割	8.4	86,520	7.6	78,280	5.5	56,650	6.2	63,860	6.8	70,040	5.7	58,710
		資産割	27.0	0	36.0	0	55.0	0	55.0	0	51.0	0	49.0	0
		均等割	22,000	88,000	16,800	67,200	15,000	60,000	15,400	61,600	18,000	72,000	17,000	68,000
		平等割	21,500	21,500	22,800	22,800	18,000	18,000	23,400	23,400	23,000	23,000	21,800	21,800
		計		196,000		168,200		134,600		148,800		165,000		148,500
	介護分	所得割	1.7	17,510	0.8	8,240	0.4	4,120	0.6	6,180	0.7	7,210	0.5	5,150
		資産割	6.1	0	3.0	0	4.0	0	4.0	0	5.0	0	3.0	0
		均等割	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	8,000	8,000	5,000	5,000	5,700	5,700
		平等割	4,000	4,000	3,600	3,600	4,000	4,000	3,500	3,500	5,000	5,000	3,800	3,800
		計		27,500		17,800		14,100		17,600		17,200		14,600
ケース3 夫婦子供2人 給与所得200万円 資産税5万円 介護2号該当1人 世帯構成比:5.4%	医療分	所得割	8.4	140,280	7.6	126,920	5.5	91,850	6.2	103,540	6.8	113,560	5.7	95,190
		資産割	27.0	13,500	36.0	18,000	55.0	27,500	55.0	27,500	51.0	25,500	49.0	24,500
		均等割	22,000	88,000	16,800	67,200	15,000	60,000	15,400	61,600	18,000	72,000	17,000	68,000
		平等割	21,500	21,500	22,800	22,800	18,000	18,000	23,400	23,400	23,000	23,000	21,800	21,800
		計		263,200		234,900		197,300		216,000		234,000		209,400
	介護分	所得割	1.7	28,390	0.8	13,360	0.4	6,680	0.6	10,020	0.7	11,690	0.5	8,350
		資産割	6.1	3,050	3.0	1,500	4.0	2,000	4.0	2,000	5.0	2,500	3.0	1,500
		均等割	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	8,000	8,000	5,000	5,000	5,700	5,700
		平等割	4,000	4,000	3,600	3,600	4,000	4,000	3,500	3,500	5,000	5,000	3,800	3,800
		計		41,400		24,400		18,600		23,500		24,100		19,300
ケース4 夫婦2人 年金所得50万円 資産税10万円 介護2号該当2人 (4割軽減該当) 世帯構成比:5.1%	医療分	所得割	8.4	14,280	7.6	12,920	5.5	9,350	6.2	10,540	6.8	11,560	5.7	9,690
		資産割	27.0	27,000	36.0	36,000	55.0	55,000	55.0	55,000	51.0	51,000	49.0	49,000
		均等割	22,000	26,400	16,800	20,160	15,000	18,000	15,400	18,480	18,000	21,600	17,000	20,400
		平等割	21,500	12,900	22,800	13,680	18,000	10,800	23,400	14,040	23,000	13,800	21,800	13,080
		計		80,500		82,700		93,100		98,000		97,900		92,100
	介護分	所得割	1.7	2,890	0.8	1,360	0.4	680	0.6	1,020	0.7	1,190	0.5	850
		資産割	6.1	6,100	3.0	3,000	4.0	4,000	4.0	4,000	5.0	5,000	3.0	3,000
		均等割	6,000	7,200	6,000	7,200	6,000	7,200	8,000	9,600	5,000	6,000	5,700	6,840
		平等割	4,000	2,400	3,600	2,160	4,000	2,400	3,500	2,100	5,000	3,000	3,800	2,280
		計		18,500		13,700		14,200		16,700		15,100		12,900

協議項目	21 国民健康保険事業の取扱いに関すること	関係項目	国民健康保険税
現		況	
調整理由・課題			
3 先進地事例			
西 東 京 市	さいたま市	さぬき市	
<p>賦課方式は、田無市の例により「保険料」とする。</p> <p>保険料率は、田無市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度はそれぞれ現行の税率及び料率を採用する。なお、新市において国民健康保険運営委員会を設置するものとする。</p> <p>納期は、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。</p>		<p>保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額にて統一を図る。</p> <p>納税義務の発生、消滅等に伴う賦課及び督促手数料、保険給付事業、疾病予防については、現行のとおりとする。</p> <p>軽減割合は、7割軽減・5割軽減・2割軽減を適用することとする。</p> <p>納期は、保険税額を考慮し、適正な納期で統一を図る。</p> <p>納期前納付報奨金は廃止で統一する。</p>	
宗 像 市	東 か が わ 市	山 県 市	
<p>賦課方式については、所得割、平等割、均等割の3方式とする。</p> <p>保険税（介護保険の第2号被保険者の保険税を含む）については、両市町の療養給付費等の支出を推計し、必要な負担額を算出した上で、新市において税率を定める。</p> <p>賦課期日については、両市町に相違がないため現行のとおりとする。</p> <p>納期については、8期とする。</p> <p>滞納者に対する取扱いについては、国民健康保険法による取扱いを行う。</p>		<p>国民健康保険税については、合併時に統一した税率等を適用する。この場合、応益割合（均等割額、平等割額）が、45%以上55%未満となるよう調整する。</p> <p>平成15年度の医療保険分については、1人当たり保険税額が77,000円から78,000円となるよう調整する。ただし、所得金額、保険給付費等の動向により再検討する。</p> <p>平成15年度の介護保険分については、1人当たり保険税額が15,000円から16,000円となるよう調整する。ただし、所得金額、介護給付金等の動向により再検討する。</p> <p>国民健康保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保するための適正な負担額となるよう最高5年間で調整する。</p> <p>賦課方式、軽減割合、課税限度額、賦課期日及び納期については、現行のとおりとする。</p>	
<p>【関係法令】</p> <p>群馬県国民健康保険広域化等支援基金条例（抜粋） （設置） 第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の2の規定により、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化（以下「広域化等」という。）に資する事業に必要な費用に充てるため、群馬県国民健康保険広域化等支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>			

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	21	国民健康保険事業の取扱いに関すること		関係項目	給付事業	
調整方針	1 出産育児一時金については、渋川市の例による。 2 葬祭費は、6市町村に相違がないため、現行のとおりとする。 3 高額療養費貸付制度については、渋川市、小野上村、子持村、赤城村及び北橋村の例により、出産費等資金貸付制度については、渋川市の例による。 また、新市においては、いずれも統合後の社会福祉協議会に事務委託する。					
現				況		調整理由・課題
1 相対的任意給付の状況						
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
(1)出産育児一時金【H14年度】	・1件33万円 ・87件	・1件30万円 ・5件	・1件30万円 ・1件	・1件30万円 ・24件	・1件30万円 ・25件	・1件30万円 ・16件
(2)葬祭費【H14年度】	・1件5万円 ・312件	・1件5万円 ・27件	・1件5万円 ・14件	・1件5万円 ・78件	・1件5万円 ・82件	・1件5万円 ・49件
2 高額医療費貸付制度等の状況						
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
(1)高額療養費貸付制度【H14年度】	・(社)渋川市社会福祉協議会に委託 ・委託件数：25件	・町独自制度なし	・(社)小野上村社会福祉協議会に委託 ・委託件数：0件	・(社)子持村社会福祉協議会に委託 ・委託件数：1件	・(社)赤城村社会福祉協議会に委託 ・委託件数：0件	・(社)北橋村社会福祉協議会に委託 ・委託件数：5件
(2)出産費等資金貸付制度【H14年度】	・渋川市社会福祉協議会に委託 ・委託件数：3件	・該当なし	・該当なし	・該当なし	・該当なし	・該当なし
3 先進地事例						
西 東 京 市		さいたま市		さぬき市		
				高額療養費資金貸付については、新市においても実施する。なお、基金の額は15,000,000円とし、貸付額は現行のとおりとする。		
宗 像 市		東 か が わ 市		山 県 市		
		保険給付事業の一部負担金及び出産育児一時金については、3町に相違がないため、現行どおり新町に引き継ぎ、葬祭費については、40,000円とする。		国民健康保険療養給付費一部負担金については、現行のとおりとする。 出産育児一時金については、現行のとおりとする。 葬祭費については、50,000円とする。 高額療養費支払資金貸付事業については、高額療養費支給金額の9割相当額まで貸付を行うものとする。		

1【調整理由】
 ・ 出産育児一時金は、人口比率の高い渋川市の支給額を引き下げることが、少子化対策推進の観点から適当でないため。
 【課題】
 ・ 平成14年度の実績で、213万円の経費増(71件×3万円)となる。

3【調整理由】
 ・ 高額医療費貸付制度は、伊香保町を除く5市町村で実施し、出産費等資金貸付制度は、渋川市のみで実施しているが、すでに制度を導入している市町村の例によることとする。
 【課題】
 ・ 合併後の課題として、受領委任払い制度の導入など、制度のあり方を検討する必要がある。

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	21	国民健康保険事業の取扱いに関すること	関係項目	保健事業									
調整方針	1 国保直営診療所運営事業費については、当分の間存続するものとし、合併後において、統廃合等の検討を行う。 2 24時間電話健康相談については、渋川市及び伊香保町の例により、継続して実施する。 3 国保人間ドック検診費助成については、渋川市の例による。ただし、脳ドックについては、3年に1回の助成とする。												
現 況						調整理由・課題							
1 保健事業の状況						1【調整理由】 ・国保直営診療所は、赤城村のみに設置されているが、平成14年度における南及び北診療所の合計年間診療件数は、6,830件、延べ診療日数は、9,152日と実績があるため、当分の間、存続するものとする。(1日あたり受診者数は、南診療所が約20人、北診療所が約12人となっている。) 【課題】 ・一般会計からの繰入補てんが年間約7千万円に上るなどの経費負担があり、渋川総合病院との統廃合についても検討する必要がある。 2【調整理由】 ・現在、渋川市と伊香保町で国庫補助を受けて実施しているが、地域住民にも年々浸透してきており、住民に対する日頃の健康指導及び緊急時の対応等を考慮すると、その必要性は大きい。 【課題】 ・委託料は国保被保険者数に応じて決められることから、経費増につながる。当面は国庫補助の対象となっているが、助成期間が切れた後は全額市町村負担となる。(渋川市における助成期間は、平成14年度から平成18年度までの5年間) 3【調整理由】 ・人間ドックは、医療費抑制の観点から最も効果が期待できる保健事業の一つであり、充実させていく必要があるため。 【課題】 ・経費増につながる。指定医療機関の拡大等の検討が必要となる。							
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村		北橋村						
(1)国保直営診療所	なし	なし	なし	なし	・2箇所あり(南診療所、北診療所) ・北診療所はへき地診療所の指定を受けている。 ・財政は、国保特別会計を設置し、国補助金(特別調整交付金)及び一般会計からの繰入金を財源としている。		なし						
(2)健康相談【H14年度】	・電話健康相談 24時間態勢の電話による健康相談窓口の設置。 ・相談件数：3,751件	・電話健康相談 24時間態勢の電話による健康相談窓口の設置。 ・相談件数：91件 (H14年5月より)	・健康相談 月1回保健センターにて実施	・健康教室開催	・該当なし		・該当なし						
(3)国保人間ドック検診費助成【H14年度】	・対象者 国保被保険者で、国保税完納世帯 ・件数：241件 ・日帰りのみ ・助成額 検診費の2/3で2,500円を限度とする。ただし、15年度において制度を見直し、1泊ドックと脳ドックを追加。	・対象者 国保被保険者 ・件数 23件 ・日帰り・1泊 ・助成額 25,000円ただし滞納者については助成額の一部を税に充当する。	・該当なし (一般会計で実施)	・対象者 国保被保険者 (保険税納付要件はなし) ・件数 120件 ・日帰りのみ ・本人負担額 12,000円	・対象者 国保被保険者で国保税完納世帯 ・件数 290件 ・日帰りのみ ・助成金 検診費の10,000円を超えた額。ただし、25,000円を限度とする。	・対象者 国保被保険者で国保税完納世帯 ・件数120件 ・日帰りのみ ・助成金 11,000円を超えた額(上限なし)							
2 財政影響額													
(1)健康相談委託料(24時間電話健康相談) (合併後の電話分を、14年度被保険者数から推計) (単位：千円)			(2)国保人間ドック検診費助成額 (単位：円)										
項目	渋川市	伊香保町	4町村	合計	項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合計	
現行	電話相談分	4,172	724	0	5,001	現行	5,829,600	571,000	1,594,800	2,757,700	7,462,300	2,934,600	21,150,000
	FAX相談分	105	0	0		合併後	(各市町村の総助成件数に受診割合から件数を求め、上限を乗じて得た額)						21,530,000
合併後	電話相談分	6,858		6,963	影響額							380,000	
	FAX相談分	105											
当事業は、現在国庫補助の対象となっていることから、当面は市町村の負担はない。 (助成期間は、渋川市・伊香保町ともに平成14年度から18年度までの5年間。)													

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	21 国民健康保険事業の取扱いに関すること	関係項目	保健事業
現		況	
調整理由・課題			
3 先進地事例			
西 東 京 市	さいたま市	さぬき市	
	国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一するものとする。	保健事業と健康教育については、現在実施している町に準じて、新市においても行うこととする。ただし、実施内容については、統一を図る。人間ドック補助は、新市においても実施する。ただし、実施形態及び補助額等については、統一を図る。	
宗 像 市	東 か が わ 市	山 県 市	
	保健事業については、現行どおり引き継ぎ、新町において調整する。	成人病予防健診料助成事業については、助成額を1件につき10,000円とし、年齢制限は設けないものとする。無受診世帯表彰にあつては、1世帯につき5,000円相当の記念品を進呈する。ただし、被保険者の人数加算は、行わないものとする。	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	21	国民健康保険事業の取扱いに関すること		関係項目	福祉医療助成事業	
調整方針	1 福祉医療助成事業については、現行のサービス水準をふまえ、合併時に調整することとする。					
現 況						調整理由・課題
1 福祉医療助成事業の状況						
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
助成事業 (単独事業) 【H14年度】	市費単独 ・心身障害者 身障3級 知的障害者療育手帳B (IQ70以下) ・乳幼児 未就学児全診療 ・母子・父子家庭 所得税5万円未満 ・精神法32条適用者通院 ・助成総額：97,039千円	町費単独 ・乳幼児 7歳の年度末ま で(小学1年)の全診療 ・助成総額：3,498千円	村費単独 ・乳幼児 未就学児全診療 ・助成総額：2,218千円	村費単独 ・乳幼児 未就学児全診療 ・精神法32条適用者通院 ・助成総額：12,510千円	村費単独 ・乳幼児 未就学児全診療 ・精神法32条適用者通院 ・助成総額：17,797千円	村費単独 ・心身障害者 身障3級 ・乳幼児 7歳未満児全診 療 ・母子・父子家庭 所得制限なし ・助成総額：20,696千円
						<p>1【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村とも制度に相違があるが、福祉政策として、いずれの項目についてもサービスを低下させることは適当でないため <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経費増につながる。

協議項目	21 国民健康保険事業の取扱いに関すること	関係項目	
現		況	
		調整理由・課題	
<p>【関係法令】 地方税法(抜粋) (国民健康保険税) 第703条の4 国民健康保険を行う市町村(一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合においては、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村)は、国民健康保険に要する費用(老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含むものとし、国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該一部事務組合又は広域連合の国民健康保険に要する費用(老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含む。)の分賦金とする。次項において同じ。)に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。 第2項～第4項省略 5 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち一般被保険者に係る基礎課税額は、前項の表の上欄に掲げる標準基礎課税総額の区分に応じ、一般被保険者である世帯主及びその世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。 第6項～第11項省略 12 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち退職被保険者等に係る基礎課税額は、当該市町村における一般被保険者に係る国民健康保険税についての第四項の表の上欄に掲げる標準基礎課税総額の区分に応じ、退職被保険者等である世帯主及びその世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合にあつては、所得割額、資産割額又は被保険者均等割額の合算額)とする。 第13項～第16項省略 17 第5項又は第12項の基礎課税額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第5項の基礎課税額と第12項の基礎課税額との合算額)は、53万円を超えることができない。 第18項～第19項省略 20 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち介護納付金課税額は、前項の表の上欄に掲げる標準介護納付金課税総額の区分に応じ、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。 第21項～第25項省略 26 第20項の介護納付金課税額は、80,000円を超えることができない。 第27項省略</p> <p>(国民健康保険税の減額) 第703条の5 市町村は、国民健康保険税の納税義務者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下本条中山林所得金額の算定について同様とする。)及び山林所得金額の合算額が、第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者(当該納税義務者を除く。)の数に応じて政令で定める金額を加算した金額を超えない場合においては、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところによつて、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。 第2項省略</p>		<p>(所得控除) 第314条の2 第1項省略 2 市町村は、所得割の納税義務者については、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から33万円を控除するものとする。 第3項～第13項省略</p> <p>地方税法施行令(抜粋) (国民健康保険税の減額) 第56条の89 法第703条の5第1項に規定する政令で定める金額は、国民健康保険の被保険者一人について245,000円とする。 2 法第703条の5第1項に規定する基準は、次のとおりとする。 1. 減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額(世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割額)について行うこと。 2. 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じそれぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。 イ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯 (1)から(3)までに掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める割合 (1) 前年度又は当該年度における法第703条の4第4項の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額(世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割額)の一般被保険者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第8条の2に規定する被保険者以外の国民健康保険の被保険者をいう。)に係る国民健康保険税の基礎課税総額に対する割合(以下「応益割合」という。)が100分の45以上100分の55未満の市町村 10分の7 (2) 前年度及び当該年度における応益割合が100分の35未満の市町村 10分の5 (3) (1)及び(2)に掲げる市町村以外の市町村 10分の6 ロ イに掲げる世帯以外の世帯 (1)から(3)までに掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める割合 (1) 前年度又は当該年度における応益割合が100分の45以上100分の55未満の市町村 10分の5 (2) 前年度及び当該年度における応益割合が100分の35未満の市町村 10分の3 (3) (1)及び(2)に掲げる市町村以外の市町村 10分の4 第3項～第5項省略</p>	